青森県大気汚染緊急時対策要綱

運用マニュアル

平成26年12月

青森県環境生活部環境保全課

目 次

| 1. 起 | 極 旨 | 1 |
|-------|---------------------------------|-----|
| 2. 🖺 | 戸常時の体制 | 1 |
| 3. 浩 | 注意報等発令の判断 | 2 |
| (1) | 監視体制 | 2 |
| (2) | 注意報等発令・解除に係る基準 | 3 |
| (3) | 測定局配置及び注意報等発令対象地域 | 3 |
| (4) | 注意報等発令・解除に係る流れ | 6 |
| 4. 追 | 車絡系統図 | 1 1 |
| 5. 浩 | 注意報等発令に係る関係機関の対応 | 1 3 |
| (1) | 環境保全課 | 13 |
| (2) | 県民生活文化課 | 1 5 |
| (3) | 環境管理事務所 | 1 6 |
| (4) | 環境保健センター | 18 |
| (5) | 教育委員会関係 | 19 |
| (6) | 私立学校関係 | 2 3 |
| (7) | 健康福祉部関係 | 2 4 |
| (8) | 県公安委員会(警察本部交通規制課) | 2 5 |
| (9) | 青森地方気象台 | 2 6 |
| (10) | 市町村(環境保全担当課等) | 2 6 |
| 6. 信 | 主民に対する広報例(オキシダント用) | 2 7 |
| 7. 信 | E民等からの問合せに対する回答例(オキシダント用) ····· | 2 9 |
| 資料網 | | |
| I | 関係様式記載要領等 | 3 2 |
| Π | 関係法令 | 3 9 |

1. 趣 旨

本マニュアルは、大気汚染防止法(昭和43年6月10日法律第97号)第23条第1項及び第2項に規定する大気の汚染に係る緊急時の事態が発生した場合に講ずべき措置等を定めた青森県大気汚染緊急時対策要綱及び青森県大気汚染緊急時対策実施要領(平成20年5月1日制定)について、平常時において行うべき事項、緊急時における対応が迅速かつ的確に行われるよう必要な事項についてとりまとめたものである。

2. 平常時の体制

緊急時の事態が発生した場合に備え、平常時において次の事項を実施するものとする。

(1) 大気汚染及び気象状況の情報交換

環境保全課及び青森地方気象台は、大気汚染に関する情報等を相互に交換するものとする。

(2) 県民への周知

環境保全課は、県のホームページその他の手段を用いて、県民に対しオキシダント等に係る知識の普及・啓発に努める。

また、市町村は、広報紙その他の手段を用いて、地域住民に対しオキシダント等に係る知識の普及・啓発に努める。

(3) 通報訓練の実施

年1回、関係機関を対象に注意報等の発令・解除に係る通報訓練を実施する。 訓練に当たり、環境保全課は実施時期、内容等について関係機関とあらかじめ調整の上、 実施するものとする。

(4) 関係機関連絡先の整備・更新

環境保全課及び環境管理事務所は、毎年度当初、関係機関の連絡先及び担当者の確認を行い、連絡系統図等の更新を行う。

なお、関係機関において、年度の途中に担当者が変更となった場合には、遅滞なくその旨 を環境保全課(市町村にあっては所管の環境管理事務所)に連絡するものとする。

(5) マニュアルの見直し

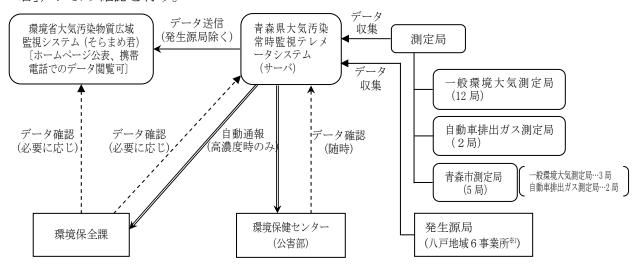
本マニュアルについては、随時見直しを行うものとする。

3. 注意報等発令の判断

(1) 監視体制

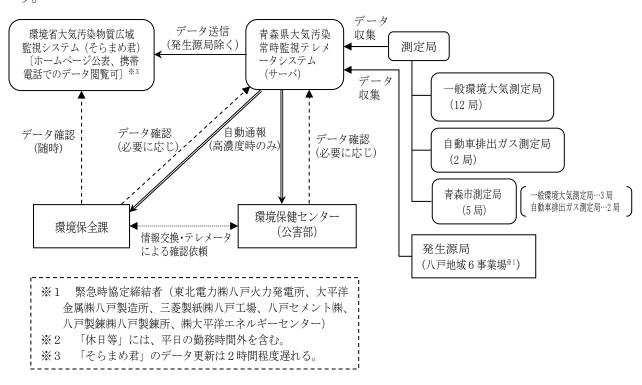
① 平 日

平日、環境保健センター(公害部)は、青森県大気汚染常時監視テレメータシステムにより随時測定値の確認を行う。また、必要に応じて環境保全課においても青森県大気汚染常時監視テレメータシステム及び環境省大気汚染物質広域監視システム(通称「そらまめ君」)により確認を行う。



② 休日等**2

休日等、環境保全課は、随時環境省大気汚染物質広域監視システム(通称「そらまめ君」) により測定値の確認を行い、青森県大気汚染常時監視テレメータシステムから、高濃度発 生時の自動通報(担当者宛の携帯メール)を受けた場合は、環境保健センター(公害部) と連絡調整の上、必要に応じ青森県大気汚染常時監視テレメータシステムにより確認を行 う。



(2) 注意報等発令・解除に係る基準

① 発令基準

次のいずれかの大気汚染の状態になった場合であって、かつ気象条件からみて大気汚染の状態が継続すると認められるときに注意報等を発令する。(濃度は1時間値)

| 大気汚染物質 | 注 意 報 | 警報 |
|-----------|---|--|
| 硫 黄 酸 化 物 | 1) 0.2 ppm 以上の状態が 3 時間継続 2) 0.3 ppm 以上の状態が 2 時間継続 3) 0.5 ppm 以上 4) 48 時間平均値が 0.15 ppm 以上 | 1) 0.5 ppm 以上の状態が 3 時間継続 2) 0.7 ppm 以上の状態が 2 時間継続 |
| 浮遊粒子状物質 | 2.0 mg/m³以上の状態が2時間継続 | 3.0 mg/m³以上の状態が3時間継続 |
| 一酸化炭素 | 30 ppm 以上 | 50 ppm 以上 |
| 二酸化窒素 | 0.5 ppm 以上 | 1 ppm 以上 |
| オキシダント | 0.12 ppm 以上 | 0.4 ppm 以上 |

② 解除基準

①の表に示す状態が収束し、かつ、発令基準に該当するおそれがなくなったと認められる場合には、発令していた警報又は注意報を解除する。また、警報を解除した場合で、注意報発令基準を上回る状態が継続している場合には、警報から注意報に発令を変更するものとする。

(3) 測定局配置及び注意報等発令対象地域

各測定項目における測定局の配置図は次のとおりである。

注意報等発令対象地域は、硫黄酸化物、一酸化炭素、浮遊粒子状物質及び二酸化窒素については測定局の所在する市町村とし、オキシダントについては、広域的な汚染が想定されることから、測定局を設置している市町村及びその周辺地域とする。

なお、周辺の測定局における測定値、気象条件等を勘案し、必要に応じて発令地域を拡大又は縮小することとする。

① 硫黄酸化物

| 測定 | 発令対象地域 | |
|------|---------|------|
| 青森市 | 堤小学校 | 青森市 |
| | 八戸小学校 | |
| 八戸市 | 根岸小学校 | 八戸市 |
| | 桔梗野小学校 | 八戸Ⅱ |
| | 八戸気象観測所 | |
| 六ヶ所村 | 尾駮小学校 | 六ヶ所村 |



② 浮遊粒子状物質

| 測 定 | . 局 の 名 称 | 発令対象地域 | # H J 1245 |
|---------|---------------|--------|---------------------|
| | 堤小学校 | 元月八水地域 | 国土地理院争览 平14股後 第149号 |
| | 甲田小学校 | | 青森県庁 |
| 青森市 | 新城中央小学校 | 青森市 | 甲田小学校 |
| 月林川 | 青森県庁 | 月林川 | 新城中央小学校 |
| | 大栄小学校 | | 大栄小学校 |
| | 弘前第一中学校 | | |
| 弘前市 | 文京小学校 | 弘前市 | 五所川原第三中学校 |
| | | | スポカルイン里石 |
| | 八戸小学校 | 八戸市 | スポカルイン黒石 |
| ,, — | 根岸小学校 | | 弘前第一中学校 |
| 八戸市 | 桔梗野小学校 | | 三本木中学校 |
| | 八戸気象観測所 | | 文京小学校 |
| | 六日町 | | 八戸小学校 |
| 黒石市 | スポカルイン黒石 | 黒石市 | 六日町 |
| 五所川原市 | 五所川原第三中学校 | 五所川原市 | 1. 三层 依知 测元 |
| 十和田市 | 三本木中学校 | 十和田市 | 八戸気象観測所 |
| 三沢市 | 岡三沢町内会館 | 三沢市 | |
| むつ市 | 苫生小学校 | むつ市 | |
| 六ヶ所村 | 尾駮小学校 | 六ヶ所村 | |

③ 一酸化炭素

| 測定局の名称 | 発令対象地域 | 国土地理院承認 平14粉裡 第149号 |
|-----------|--------|---------------------|
| 青森県庁 | | 青森県庁 |
| 大栄小学校 | | |
| 弘前市 文京小学校 | 弘前市 | 大栄小学校 |
| 八戸市 六日町 | 八戸市 | 4411 |
| | | 文京小学校 大日町 青春県 |

④ 二酸化窒素

| 測定局の名称 | | 発令対象地域 | 国土地程院承認 平14地裡 第149号 |
|---------------------|-----------|--------|---------------------|
| | 堤小学校 | | 堤小学校 |
| 青森市 | 甲田小学校 | 青森市 | 青森県庁 |
| 月秋川 | 青森県庁 | 月秋川 | |
| | 大栄小学校 | | 甲田小学校 |
| 31 44 4: | 弘前第一中学校 | 可禁士 | 大栄小学校 |
| 弘前市 | 文京小学校 | 弘前市 | 五所川原第三中学校 |
| | 八戸小学校 | 八戸市 | |
| | 根岸小学校 | | スポカルイン黒石 |
| 八戸市 | 桔梗野小学校 | | |
| | 八戸気象観測所 | | 弘前第一中学校 |
| | 六日町 | | 文京小学校 |
| 黒石市 | スポカルイン黒石 | 黒石市 | 八戸小学校 |
| 五所川原市 | 五所川原第三中学校 | 五所川原市 | 青森県 六日町 ——— |
| 十和田市 | 三本木中学校 | 十和田市 | |
| 三沢市 | 岡三沢町内会館 | 三沢市 | 八戸気象観測所 |
| むつ市 | 苫生小学校 | むつ市 | |
| 六ヶ所村 | 尾駮小学校 | 六ヶ所村 | |

苫生小学校

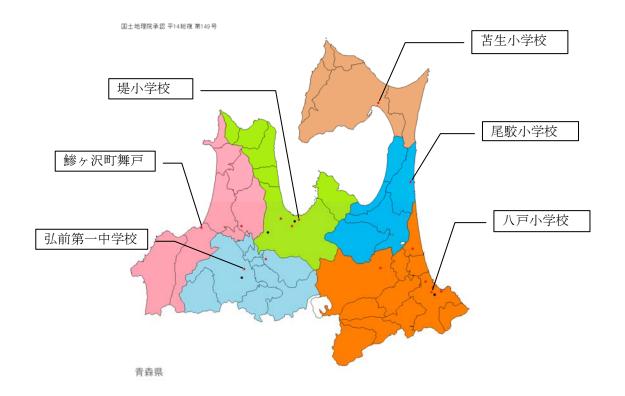
尾駮小学校

岡三沢町内会館

桔梗野小学校

根岸小学校

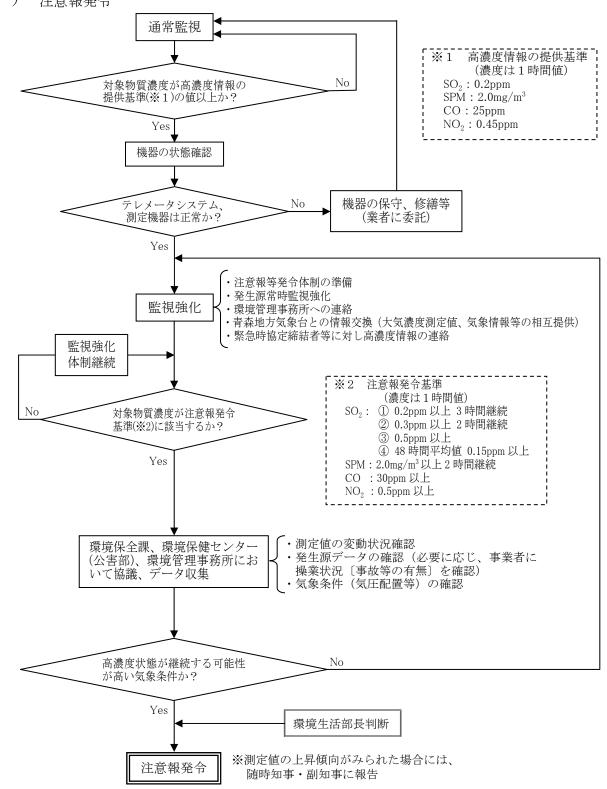
⑤ オキシダント



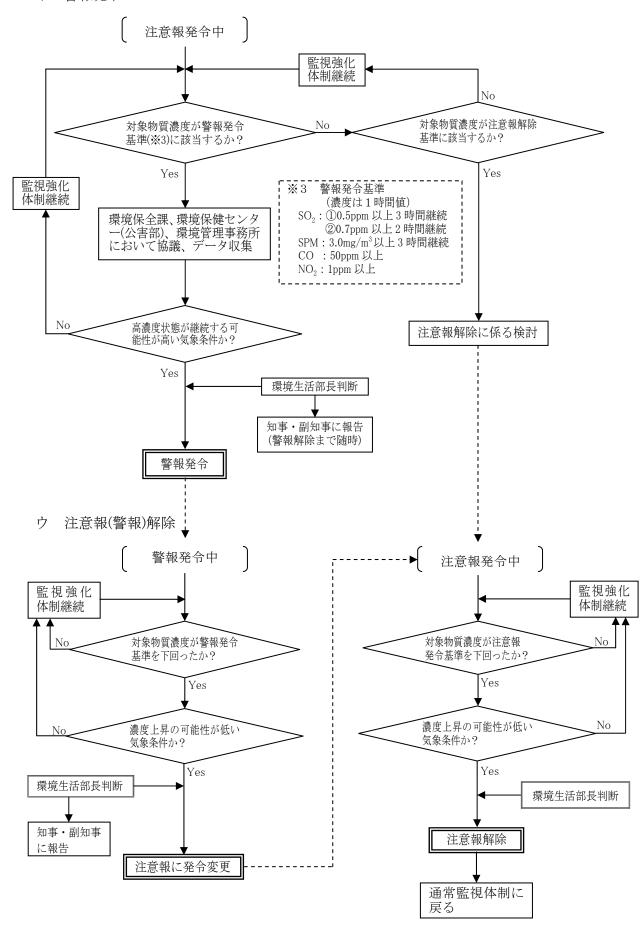
| 測定局の名称 | | 発 令 対 象 地 域 |
|--------|---------|---|
| 青森市 | 堤小学校 | 青森市、 東津軽郡(平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町) |
| 弘前市 | 弘前第一中学校 | 弘前市、黒石市、平川市、 中津軽郡(西目屋村)、 南津軽郡(藤崎町、大鰐町、田舎館村)、 北津軽郡(板柳町) |
| 八戸市 | 八戸小学校 | 八戸市、十和田市、三沢市 上北郡 (六戸町、おいらせ町)、 三戸郡 (三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村) |
| むつ市 | 苫生小学校 | むつ市、 下北郡(大間町、東通村、風間浦村、佐井村) |
| 六ヶ所村 | 尾駮小学校 | 上北郡(野辺地町、七戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村) |
| 鰺ヶ沢町 | 鰺ヶ沢町舞戸 | 五所川原市、つがる市、 西津軽郡 (鰺ヶ沢町、深浦町)、 北津軽郡 (鶴田町、中泊町) |

(4) 注意報等発令・解除に係る流れ

① 二酸化硫黄 (SO_2) 、浮遊粒子状物質 (SPM)、一酸化炭素 (CO)、二酸化窒素 (NO_2) ア 注意報発令

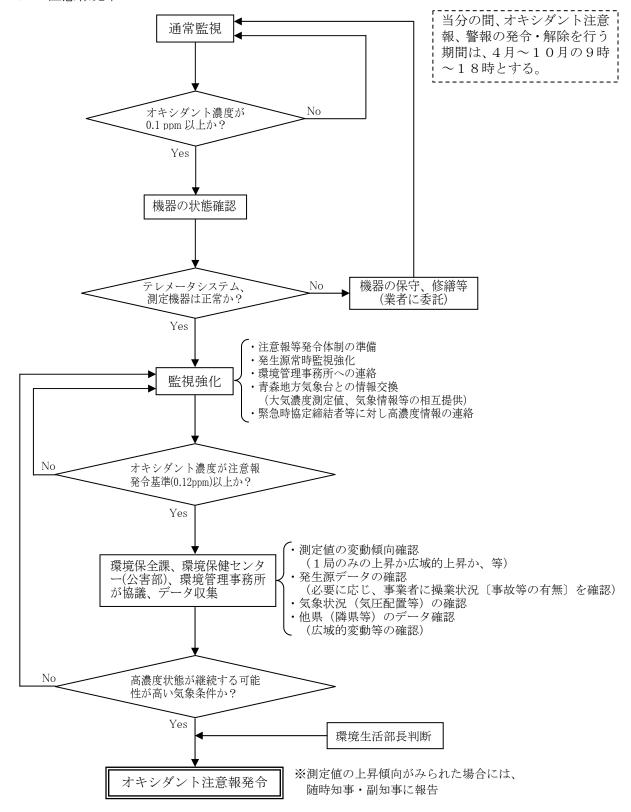


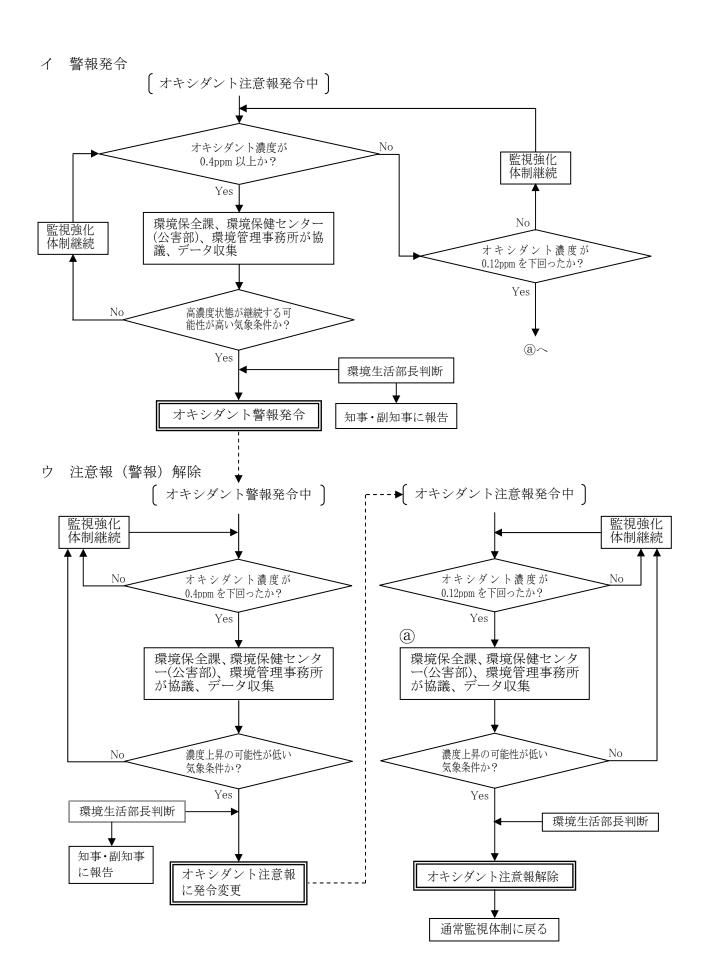
イ 警報発令



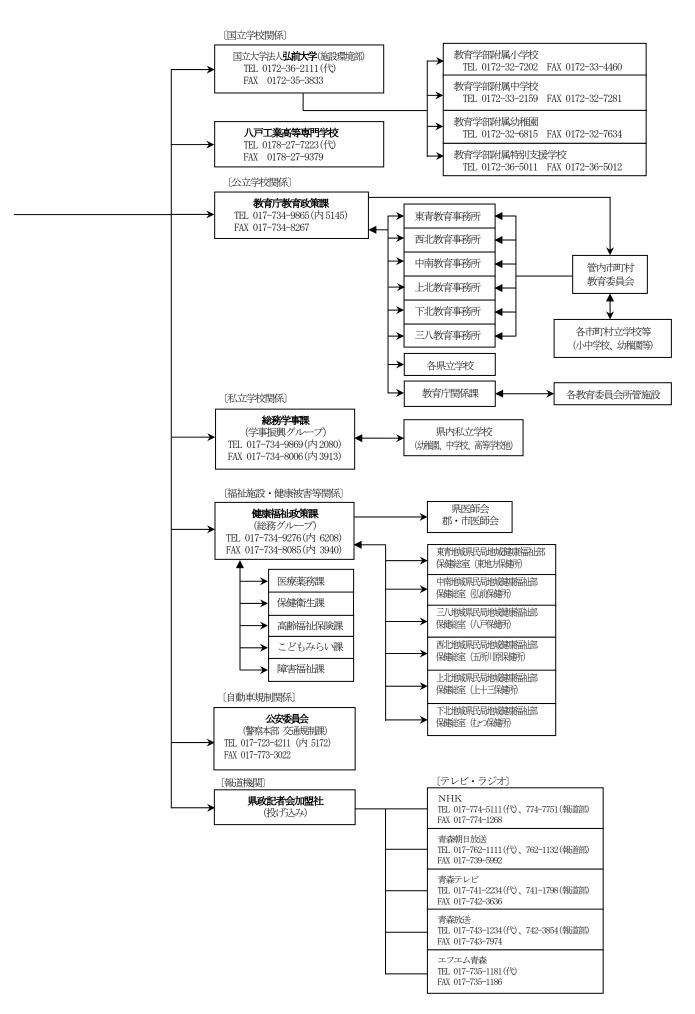
② オキシダント

ア 注意報発令





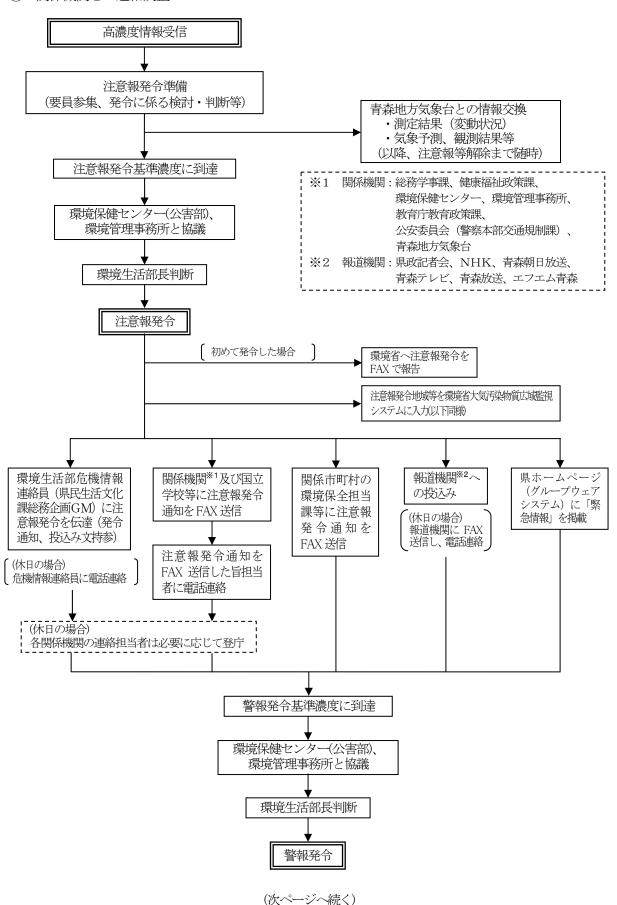
(連絡系統図) 発令・解除の通知・周知 (1) 平 日 被害の通報・報告 〔報告〕 防災消防課 知事・副知事 環境生活部長・次長 (防災G) TEL 017-734-9088 (内 5811) 環境保健センター FAX 017-722-4867 (内 3918) (公害部) 県民生活文化課 TEL 017-737-1460 (総務企画G) FAX 017-737-1460 TEL 017-734-9205 (内 6407) 環境保全課 [情報提供] FAX 017-734-8046 (内 3929) (水・大気環境G) TEL 017-734-9242(内 6466) 青森地方気象台 FAX 017-734-8081(内 3935) TEL 017-741-7411 FAX 017-742-1405 〔環境管理事務所・市町村〕 青森環境管理事務所 弘前環境管理事務所 八戸環境管理事務所 むつ環境管理事務所 TEL 017-736-9292 TEL 0172-31-1900 TEL 0178-27-5111(内 433) TEL 0175-33-1900 FAX 017-736-9293 FAX 0172-38-5318 FAX 0178-27-1922 FAX 0175-23-1853 中南地域県民局地域連携部 三八地域県民局地域連携部 下北地域県民局地域連携部 東青地域県民局地域連携部 TEL 0172-32-2401 TEL 0178-27-8161 TEL 017-734-9411 TEL 0175-22-1175 FAX 0172-32-2451 FAX 0178-27-8171 FAX 0175-22-1176 FAX 017-734-8217 西北地域県民局地域連携部 上北地域県民局地域連携部 上北地域県民局地域連携部 TEL 0173-34-2174 TEL 0176-22-8193 TEL 0176-22-8193 FAX 0173-34-2168 FAX 0176-22-8198 FAX 0176-22-8198 むつ市環境政策課 弘前市環境管理課 八戸市環境保全課 **青**森市環境政策課 TEL 0175-22-1111(内 2451) TEL 0172-40-7035 TEL 0178-43-9107 TEL 017-761-4415 FAX 0175-22-5825 FAX 0172-35-7956 FAX 0178-47-0722 FAX 017-761-4334 大間町住民福祉課 十和田市まちづくり支援課 黒石市市民環境課 平内町町民課 TEL 0175-37-2111(内 23) TEL 0172-52-2111(内 124) TEL 0176-51-6726 TEL 017-755-2113(内 126) FAX 0175-37-2478 FAX 0172-52-2405 FAX 0176-22-6299 FAX 017-755-2145 東诵村いきいき健康推進課 五所川原市環境対策課 三沢市環境衛生課 外ヶ浜町住民課 TEL. 0175-28-5800(内 115) TEL 0173-35-2111(内 2341) TEL 0176-53-5111(内 279) TEL 0174-31-1224(内 232) FAX 0175-48-2510 FAX 0173-35-2128 FAX 0176-52-9012 FAX 0174-31-1229 風間浦村村民生活課 つがる市環境衛生課 七戸町社会生活課 今別町町民福祉課 TEL 0176-68-2114(内 253) TEL 0175-35-3111 TEL 0173-42-2111(内 283) TEL 0174-35-3003 FAX 0175-35-3733 FAX 0176-68-2486 FAX 0173-42-2480 FAX 0174-35-2298 佐井村住民福祉課 平川市市民課 六戸町町民課 野辺地町建設環境課 TEL 0175-38-2111(内 46) TEL 0176-55-3111(内 124) FAX 0176-55-2966 TEL 0172-44-1111(内 1226) TEL 0175-64-2111(内 223) FAX 0175-38-2492 FAX 0172-44-8619 FAX 0175-64-7510 鯵ヶ沢町福祉衛生課 東北町上北保健福祉センター 構浜町町民課 TEL 0173-72-2111(内 148) FAX 0173-72-2374 TEL 0176-56-2933 TEL 0175-78-2111(内 212) FAX 0176-56-3429 FAX 0175-78-2118 おいらせ町環境保健課 深浦町町民課 蓬田村健康福祉課 [緊急時協定締結者] TEL 0173-74-2115(内 139) TEL 0178-56-4218 TEL 0174-27-2111(内 240) FAX 0173-74-4415 FAX 0178-56-4264 FAX 0174-27-3255 東北電力㈱八戸火力発電所 西日屋村住民課 三戸町住民福祉課 TEL 0178-43-4331(内 2202) 六ヶ所村福祉課 TEL 0172-85-2803(内 123) TEL 0179-20-1111(内 2121) TEL 0175-72-2111(内 138) FAX 0178-43-6125 FAX 0172-85-2590 FAX 0179-20-1100 FAX 0175-72-2604 大平洋金属㈱ 藤崎町住民課 五戸町福祉保健課 TEL 0178-47-7281 TEL 0172-75-3111(内 2137) TEL 0178-62-2111(内 135) FAX 0178-47-7259 FAX 0172-75-2515 FAX 0178-62-2216 三菱製紙㈱八戸工場 大鰐町住民生活課 田子町住民課 TEL 0178-29-2278 TEL 0172-48-2111(内 326) TEL 0179-20-7113 FAX 0178-29-2750 FAX 0172-47-6742 FAX 0179-32-4294 八戸セメント㈱ 田舎館村厚生課 南部町住民生活課 TEL 0172-58-2111(内 152) FAX 0172-58-4751 TEL 0178-33-0474 TEL 0179-34-2111(内 129) FAX 0179-34-3238 FAX 0178-33-9266 八戸製錬㈱八戸製錬所 板柳町町民環境課 階上町町民生活課 TEL 0172-73-2111(内 105) TEL 0178-88-2111(内 161) TEL 0178-28-2103 FAX 0172-73-2120 FAX 0178-88-2117 FAX 0178-28-6030 鶴田町町民生活課 新郷村住民生活課 ㈱大平洋エネルギーセンター TEL 0173-22-2111(内 151) TEL 0178-61-7555 TEL 0178-21-2311 FAX 0173-22-6007 FAX 0178-61-7575 FAX 0178-21-2331 中泊町環境整備課 TEL 0173-57-2111 FAX 0173-57-3849

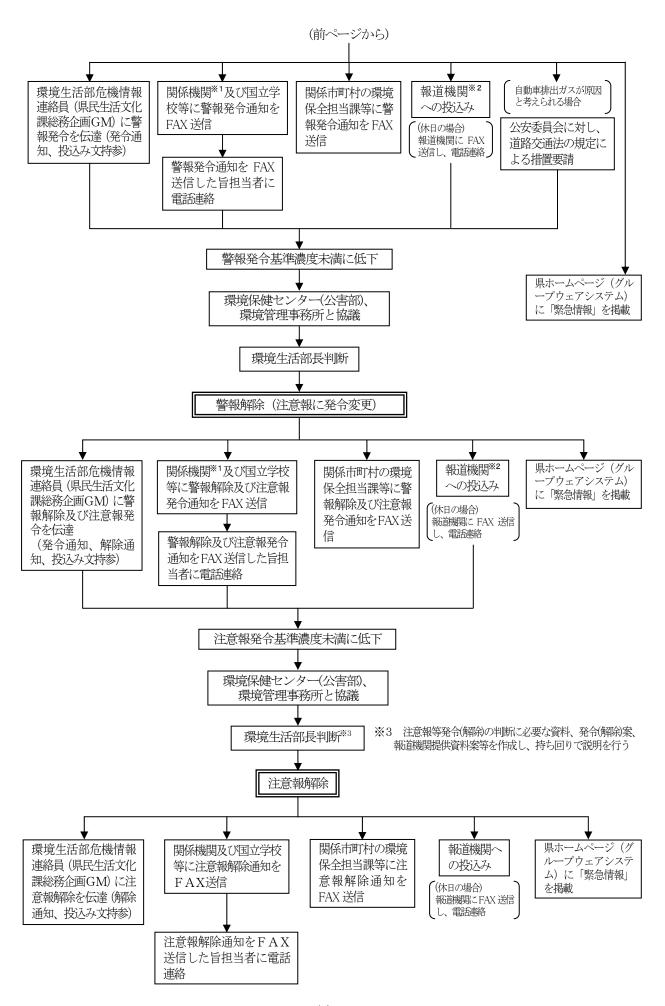


5. 注意報等発令に係る関係機関の対応

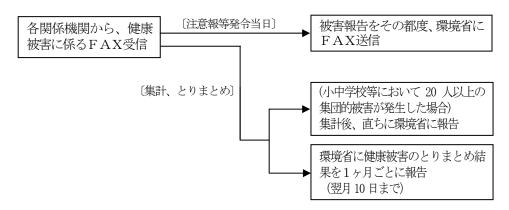
(1) 環境保全課

① 関係機関との連絡調整



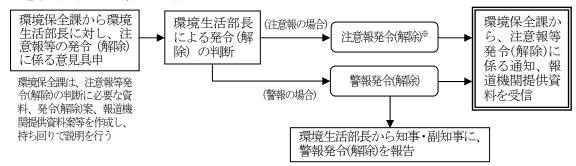


② 健康被害のとりまとめ

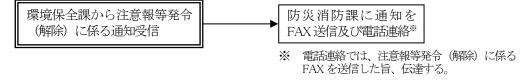


(2) 県民生活文化課

- ① 関係者等との連絡調整
 - ア 注意報等の発令・解除及び報告

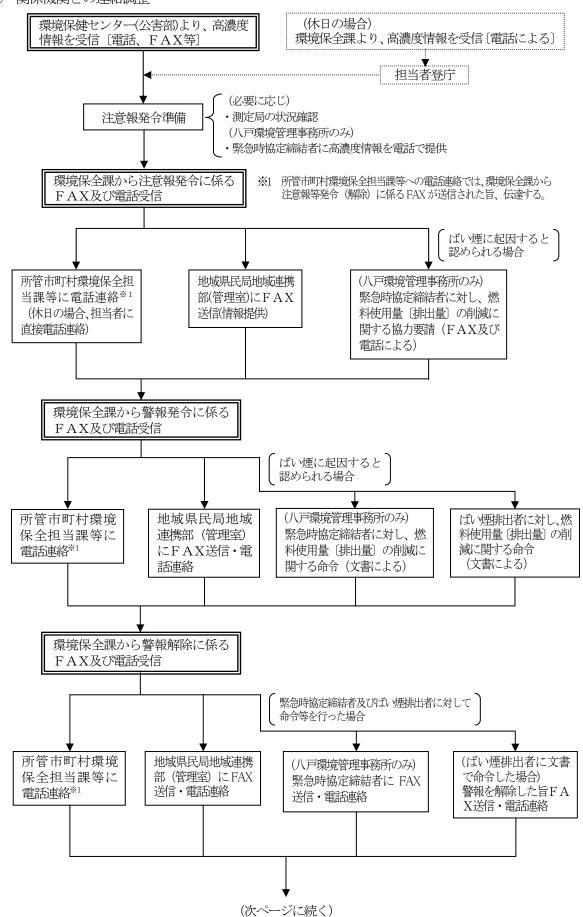


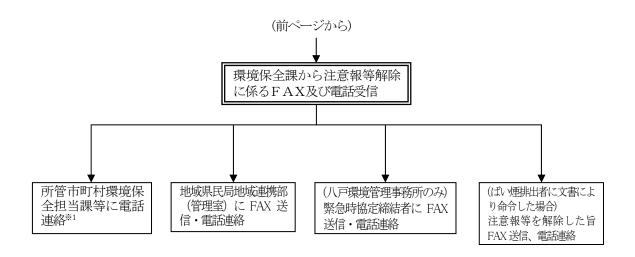
- ※ 注意報の発令時において、大気汚染物質の濃度に上昇傾向が認められる場合には、随時、知事・副知事 に汚染の状況等を報告するものとする。
- イ 防災消防課への情報提供



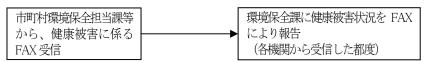
(3) 環境管理事務所

① 関係機関との連絡調整



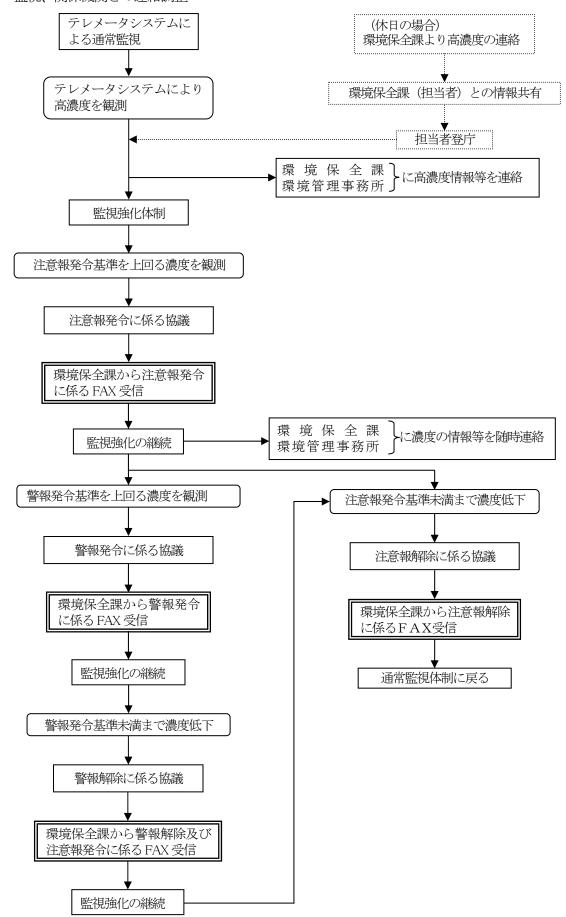


② 住民等の健康被害発生の把握、報告



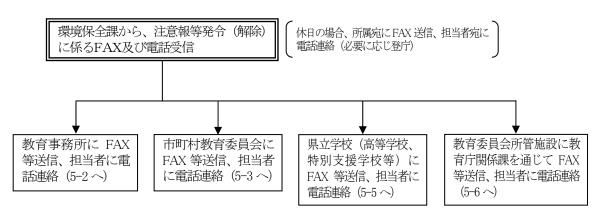
(4) 環境保健センター(公害部)

① 監視、関係機関との連絡調整

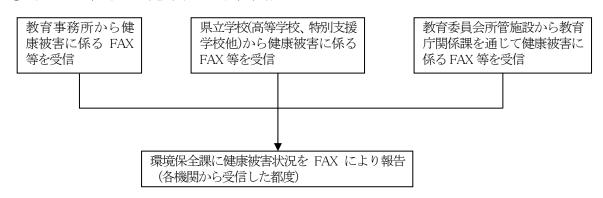


(5) 教育委員会関係

- (5-1) 教育政策課
 - ① 関係機関への通知、周知



② 児童・生徒等の健康被害発生の把握、報告



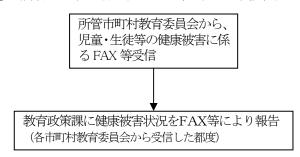
(5-2) 教育事務所

① 教育政策課からの通知受信

教育政策課から注意報等発令 (解除) に 係る FAX 等及び電話受信

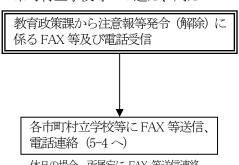
休日の場合、所属宛に FAX 送信、連絡担当者宛に電 話連絡(必要に応じ登庁)

② 所管市町村に係る児童・生徒等の健康被害発生の把握、報告

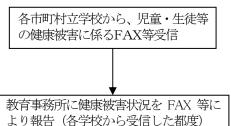


(5-3) 市町村教育委員会

① 市町村立学校等への通知、周知

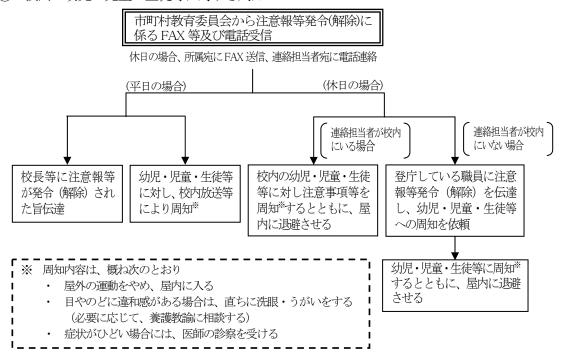


休日の場合、所属宛に FAX 等送信連絡 担当者宛に電話連絡(必要に応じ登庁) ② 市町村立学校に係る児童・生徒等の健康被害 発生の把握、報告

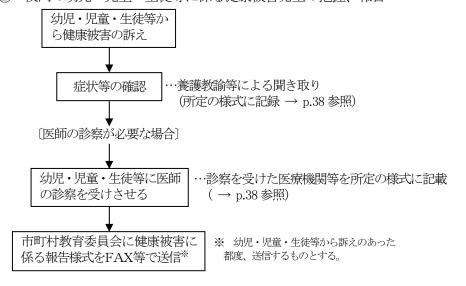


(5-4) 市町村立学校、幼稚園

① 校内の幼児・児童・生徒等に対する周知

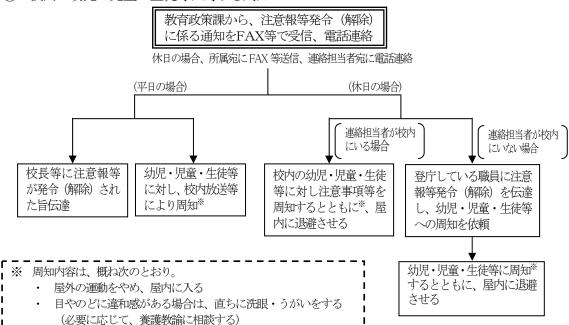


② 校内の幼児・児童・生徒等に係る健康被害発生の把握、報告



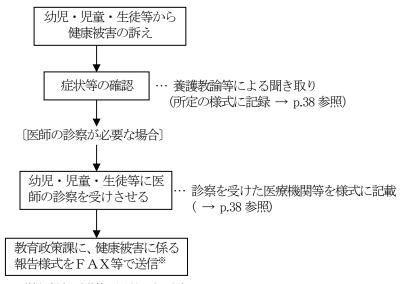
(5-5) 県立学校(幼稚園、中学校、高等学校等)

① 校内の幼児・児童・生徒等に対する周知



② 校内の幼児・児童・生徒等に係る健康被害発生の把握、報告

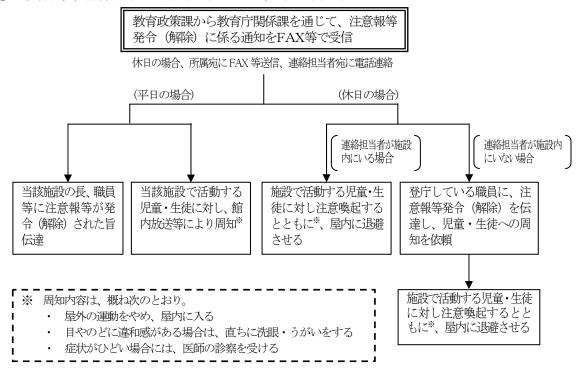
・ 症状がひどい場合には、医師の診察を受ける



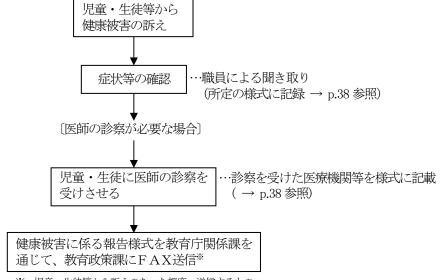
※ 幼児・児童・生徒等から訴えのあった都 度、送信するものとする。

(5-6) 教育委員会所管施設

① 教育委員会所管施設で活動する児童・生徒等に対する周知



② 教育委員会所管施設で活動する児童・生徒等に係る健康被害発生の把握、報告



※ 児童・生徒等から訴えのあった都度、送信するものとする。

(6) 私立学校関係

- (6-1) 総務学事課
 - ① 関係機関への通知、周知

環境保全課から、注意報等発令 (解除) に係る FAX 及び電話受信

休日の場合、環境保全課から所属宛に FAX 送信、連絡担当者宛に電話連絡 (必要に応じ登庁)

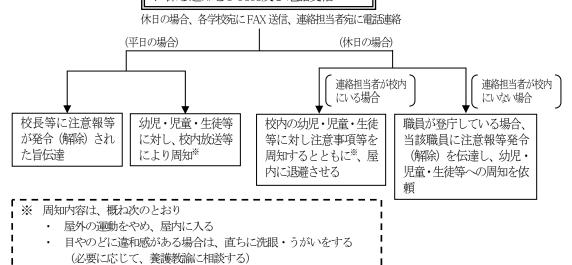
総務学事課所管の私立学校(幼稚園、中学校、高等学校、専修学校、各種学校)にFAX送信、連絡担当者宛に電話連絡(6-2~)

② 幼児・児童・生徒等の健康被害発生の把握・報告

各私立学校から、幼児・児童・生徒等の健康被害に係るFAX受信等の健康被害に係るFAXでは 環境保全課に健康被害状況をFAXにより報告(各私立学校から受信した都度送信す

- (6-2) 私立学校(幼稚園、中学校、高等学校、専修学校、各種学校)
 - ① 校内の幼児、児童、生徒等に対する周知

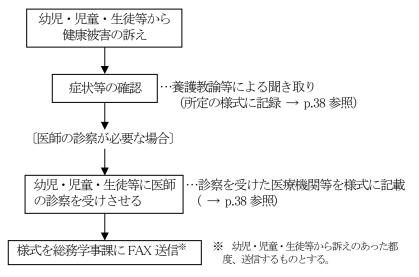
総務学事課から、注意報等発令(解除) に係る通知をFAX及び電話受信



ること)

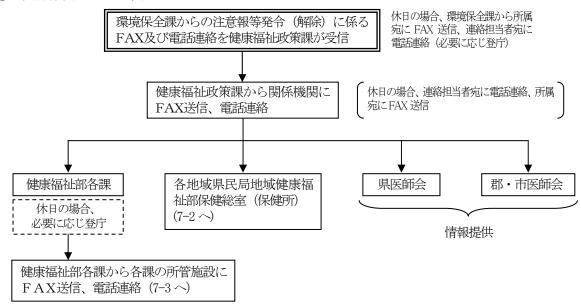
② 校内の幼児・児童・生徒等に係る健康被害発生の把握、報告

・ 症状がひどい場合には、医師の診察を受ける



(7) 健康福祉部関係

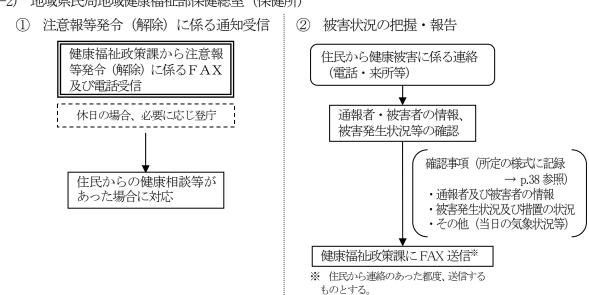
- (7-1) 県庁内健康福祉部各課
 - ① 関係機関への通知、周知



② 住民等の健康被害発生の把握、報告

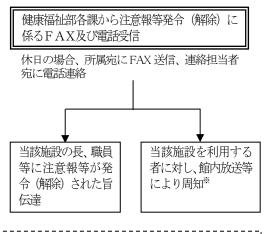


(7-2) 地域県民局地域健康福祉部保健総室(保健所)



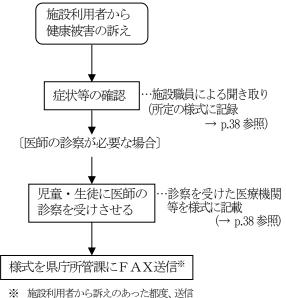
(7-3) 健康福祉部所管施設

① 注意報等発令 (解除) に係る通知受信



- ※ 周知内容は、概ね次のとおり。
 - ・ 屋外の運動をやめ、屋内に入る
 - 目やのどに違和感がある場合は、直ちに洗眼・ うがいをする
 - ・ 症状がひどい場合には、医師の診察を受ける

② 施設利用者に係る健康被害発生の把握、 報告



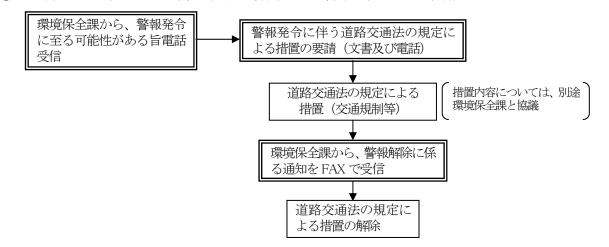
※ 施設利用者から訴えのあった都度、送信 するものとする。

(8) 県公安委員会(警察本部交通規制課)

① 注意報等受信(自動車排出ガス以外の原因の場合)

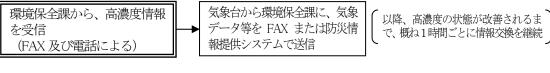
環境保全課から注意報発令(解除) に係る通知をFAXで受信

② 道路交通法の規定による措置(自動車排出ガスが原因と考えられる場合)

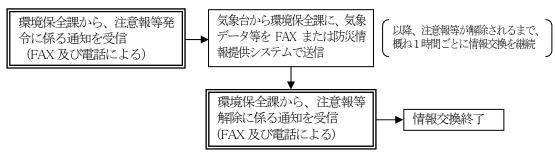


(9) 青森地方気象台

- ① 情報交換
 - ア 高濃度観測時(注意報等発令基準濃度に到達する前の状態)

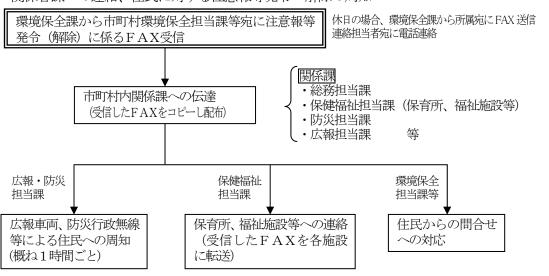


イ 注意報等発令 (解除) 時



(10) 市町村 (環境保全担当課等)

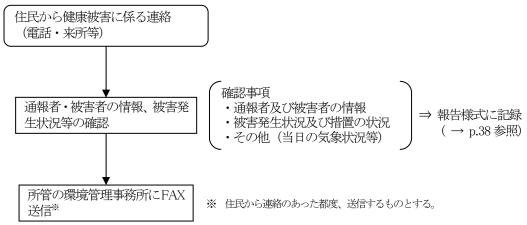
① 関係各課への連絡、住民に対する注意報等発令・解除の周知



(備考)

- ・周知内容については「6. 住民に対する広報例(オキシダント用)」[p.27] 参照
- ・住民からの問合せについては「7. 住民等からの問合せに対する回答例(オキシダント用) [p.29~30] を参照

② 健康被害状況の確認



6. 住民に対する広報例(オキシダント用)

(1) 市町村

| 段階 | 広 報 内 容 |
|---------|--|
| 注意報発令 | 青森県から、本日○○時○○分、□□市(町・村)にオキシダント注意報が発令されました。 市民(町民・村民)のみなさんは、 ・ 屋外での作業や運動は避け、すみやかに建物の中に入ってください。また、窓を閉め、屋外にはなるべく出ないようにしてください。 ・ 不必要な自動車の使用は、なるべく控えてください。 ・ 屋外では、物を燃やさないでください。 ・ 目やのどに刺激を感じたときは、目を洗い、うがいをしてください。症状がひどいときは、医師の診断を受けてください。また、市役所(役場)または最寄りの保健所にお知らせください。 ・ 今後の情報にご注意ください。 みなさんの御協力をお願いします。 |
| 警 報 発 令 | 本日、青森県から□□市(町・村)に発令されていた、オキシダント注意報は、 ○○時○○分にオキシダント警報に切り替わりました。 市民(町民・村民)のみなさんは、 ・ ただちに建物の中に入り、窓を閉めてください。 ・ できるだけ自動車の使用をやめてください。 ・ 屋外では、物を燃やさないでください。 ・ 目やのどに刺激を感じたときは、目を洗い、うがいをしてください。症状がひどいときは、医師の診断を受けてください。また、市役所(役場)または最寄りの保健所にお知らせください。 ・ 今後の情報にご注意ください。 みなさんの御協力をお願いします。 |
| 発 令 解 除 | 青森県が、□□市 (町・村) に発令していた、オキシダント注意報 (警報) は、 ○○時○○分に解除されました。 御協力ありがとうございました。 |

- ※ 注意報等発令時は、概ね1時間ごとに防災行政無線、広報車等により住民への周知を行う。
- ※ □□市(町・村)は適宜修正すること。

(2) 報道機関 (ラジオ、テレビ)

| 段階 | 広 報 内 容 |
|---------|--|
| 注意報発令 | 青森県から、大気汚染の注意報発令についてお知らせします。 今日○○時○○分、青森県は、□□市(郡・町・村)に、オキシダント注意報を発令しました。 対象となる地域にいらっしゃる方は、 ・ 屋外での作業や運動は避け、すみやかに建物の中に入ってください。また、窓を閉め、屋外にはなるべく出ないようにしてください。 ・ 不必要な自動車の使用は、なるべく控えてください。 ・ 屋外では、物を燃やさないでください。 ・ 目やのどに刺激を感じたときは、目を洗い、うがいをしてください。症状がひどいときは、医師の診断を受けてください。また、市役所(役場)または最寄りの保健所にお知らせください。 |
| 警 報 発 令 | 青森県から、大気汚染の警報発令についてお知らせします。 青森県から□□市(郡・町・村)に発令されていたオキシダント注意報は、○○時○○分にオキシダント警報に切り替わりました。 対象となる地域にいらっしゃる方は、 ただちに建物の中に入り、窓を閉めてください。 できるだけ自動車の使用をやめてください。 屋外では、物を燃やさないでください。 目やのどに刺激を感じたときは、目を洗い、うがいをしてください。症状がひどいときは、医師の診断を受けてください。また、市役所(役場)または最寄りの保健所にお知らせください。 今後の情報にご注意ください。 |
| 発 令 解 除 | 青森県から、大気汚染の注意報(警報)解除についてお知らせします。 青森県が□□市(郡・町・村)に発令していた、オキシダント注意報(警報)は、 ○○時○○分に解除されました。 |

※ □□市(郡・町・村)は適宜修正すること。

7. 住民等からの問合せに対する回答例(オキシダント用)

(現象関係)

問オキシダントとはどのようなものか。

答 工場から排出される煙や、自動車の排出ガスに含まれている窒素酸化物 (NOx; ノックス)、揮発性の有機化合物 (炭化水素など) が、太陽の紫外線を受けて化学反応を起こし、オゾン (O_3) などの「光化学オキシダント」と呼ばれる有害な物質になります。

気象条件によっては、光化学オキシダントの影響で白くもやがかかったようになり、いわゆる「光化学スモッグ」と呼ばれる状態になる場合があります。

問オキシダントが発生しやすい条件は。

答 春から夏にかけての、日差しが強くて気温が高い、風の弱いような気象条件のときに発生しやす くなります。

問工場からの煙や自動車排ガスの他に、オキシダント濃度が上昇する原因はあるのか。

答 詳細については、県環境保全課(017-734-9242)にお問い合わせください。

近年は、大陸からの越境汚染による影響が指摘されております。また、春先は成層圏のオゾンが降下することも知られております。

(注意報等の発令関係)

問 注意報 (警報) が発令されたと聞いたが、この注意報 (警報) はどのようなものなのか。

答 現在発令されている注意報(警報)は、大気汚染の状況が、県が定めている注意報(警報)発令の基準を通常よりも著しく上回り、この状況が継続すると考えられたことから、県が注意報(警報)を発令したものです。

更問 大気汚染の状況が通常よりも著しいということであるが、具体的にはどのような状況なのか。

答 詳細については、県環境保全課(017-734-9242)にお問い合わせください。

県では、環境大気における大気汚染物質の常時監視を行っておりますが、一部の測定局において、県が定めた注意報(警報)の発令基準濃度を上回っております。

更問 注意報 (警報) 発令の基準は、どのように設定されているのか。

答 詳細については、県環境保全課(017-734-9242)にお問い合わせください。

青森県大気汚染緊急時対策要綱により、汚染物質ごとに基準濃度を定めており、オキシダントの場合の基準濃度は、注意報が 0.12 ppm、警報が 0.4 ppm となっています。

これらの濃度を上回った場合、気象条件等を考慮し、濃度が高い状態が続くと判断したときに注意報等を発令することになります。

なお、これらの基準濃度は、大気汚染防止法、大気汚染防止法施行令に規定されている値を もとに設定したものです。

更問 現在の測定値はどのくらいか。

答 詳細については、県環境保全課(017-734-9242)にお問い合わせください。

測定値については、環境省のホームページにも掲載されています。

インターネットを使用できる方は、「そらまめ君」というキーワードで検索してみてください (ホームページアドレス http://soramame.taiki.go.jp/)。

なお、測定値については速報値であり、後日修正されることがあります。

問 注意報 (警報) が発令されたとき、住民は具体的にどのようなことに注意すればいいのか。

- 答次のことをお願いします。
 - ・ 屋外での作業や激しい運動をしないようにしてください。
 - ・ すみやかに建物の中に入り、窓を閉めてください。
 - 自動車は、できるだけ使用しないでください。
 - 目やのどに痛みを感じたら、目を水道水で洗い、うがいをしてください。症状がひどいとき は、医師にご相談ください。

また、このような症状があった場合は、お手数ですが市役所(役場)または最寄りの保健所にお知らせください。

(健康被害関係)

問 目がチカチカしたり、のどに痛みを感じるが、どうすればよいか?

答 大気汚染(オキシダント)の状況が悪化すると、目への刺激に関する症状(痛む、かゆい、チカチカする、充血、涙が出る)やのどに関する症状(痛む、いがらっぽい、咳が出る)、息苦しいなどの症状が現れることがあります。水道水で目を洗い、うがいをしてください。

具合がよくならないようであれば、医師にご相談ください。

また、被害の状況を確認しますので、御協力をお願いします。

(確認事項、報告様式及び記載要領については、p.38参照)

(被害拡大防止対策関係)

問 現在の大気汚染の状況を改善するため、何か対策を講じているのか。

答 詳細につきましては、県環境保全課(017-734-9242)にお問い合わせください。

県では、大気汚染の原因等について調査し、

- ・ 工場から排出される煙が原因と考えられる場合には、大規模工場に対して、燃料の使用量を 削減するよう協力を求めるなどの対応を、
- 自動車の排出ガスが原因と考えられる場合は、自動車を使用する人やドライバーに対して、 自動車をなるべく使用しないよう呼びかけを、行うこととしております。

資 料 編

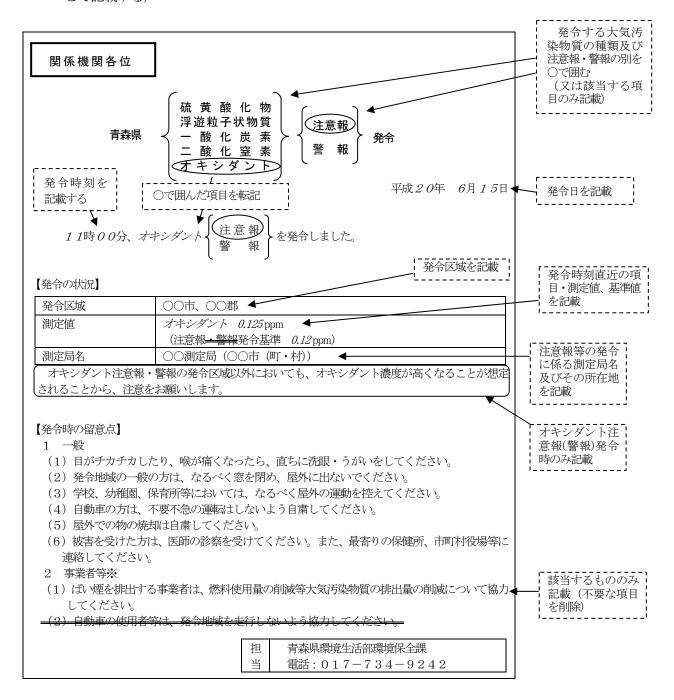
- I 関係様式記載要領等
- Ⅱ 関係法令

I 関係様式記載要領等

① 注意報·警報発令

- ○本様式は、注意報等の発令時における環境保全課から関係機関への通知文である。
- ○注意報等の発令区分(大気汚染物質の種類、注意報・警報の別)、発令日時、発令対象区域等を記載するとともに、注意報等発令時の留意点を示す。

(ばい煙に起因すると考えられる場合、又は自動車排出ガスに起因すると考えられる場合はその旨併せて記載する)

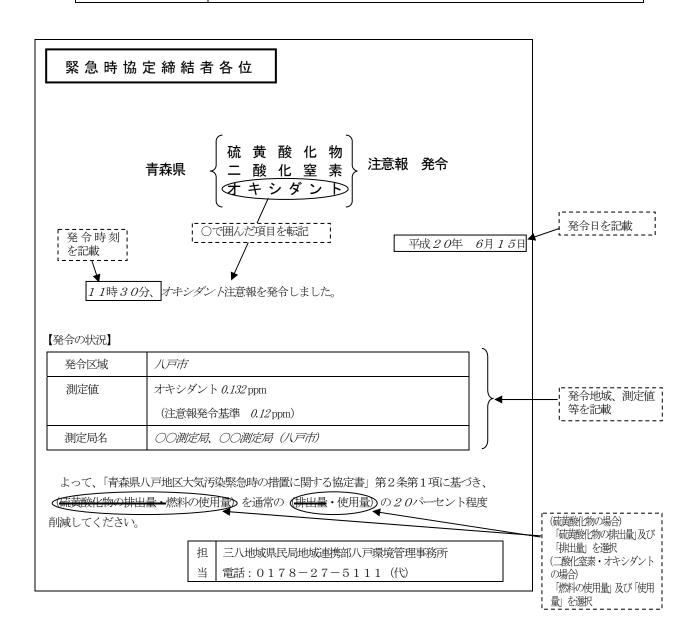


② 緊急時協定締結者に対する協力依頼

- ○本様式は、緊急時協定締結者に対し、硫黄酸化物の排出量又は燃料使用量の削減を要請するものである。
- ○緊急時協定締結者への協力要請については、八戸環境管理事務所が行うこととし、原則としてFA Xで通知し、併せて電話連絡を行う。
- ○硫黄酸化物の排出量又は燃料の使用量の削減量については、要綱に定める措置、緊急時協定締結者 から提出される実施計画書の内容等をもとに設定する。

(参考) 要綱に定める措置

| 注意報発令項目 | 要求内容(講ずべき措置内容) |
|-----------------|---|
| 硫黄酸化物 | 硫黄酸化物の排出量を通常の排出量の30%程度削減 (1時間値で0.5ppm以上の汚染状態が2時間以上継続した場合で、気 象条件からみてその状態が継続すると認められるときは、硫黄酸化物の 排出量を通常の排出量の50%程度削減) |
| 二酸化窒素 オキシダント | 燃料の使用量を通常の使用量の 20%程度以上削減し、又はそれと同程 度の効果のある窒素酸化物排出低減対策をとる |



③ 緊急時協定締結者及びばい煙排出者に対する削減命令

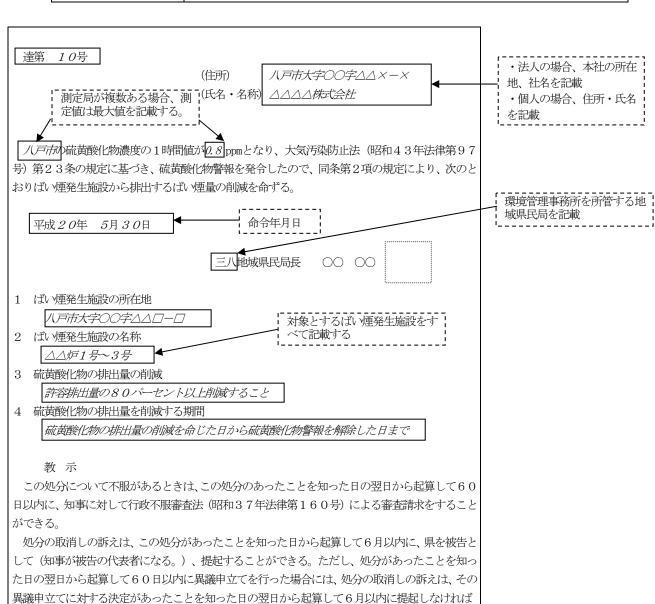
(1) 硫黄酸化物

- ○本様式は、緊急時協定締結者又はばい煙排出者に対し、硫黄酸化物排出量の削減について命令する際に使用するものである。
- ○命令については、緊急時協定締結者に対しては八戸環境管理事務所が、ばい煙排出者に対しては当該排出者の所在する環境管理事務所が、各環境管理事務所を所管する地域県民局長名で文書により行う。ただし、緊急時においては、直ちに硫黄酸化物排出量の削減等の措置を講ずる必要があることから、命令対象者に対し、命令内容をFAX又は電話により連絡するものとする。
- ○硫黄酸化物の排出量(削減量)については、要綱に定める措置、緊急時協定締結者から提出される 実施計画書の内容等をもとに設定するものとする。

(参考) 要綱に定める措置

ならないこととされている。

| 警報発令工 | 須目 | 命令内容(講ずべき措置内容) |
|-------|----|--|
| 硫黄酸化 | 物 | 硫黄酸化物の排出量をその許容排出量の80%程度以上削減、施設の使用制限、その他必要な措置 |

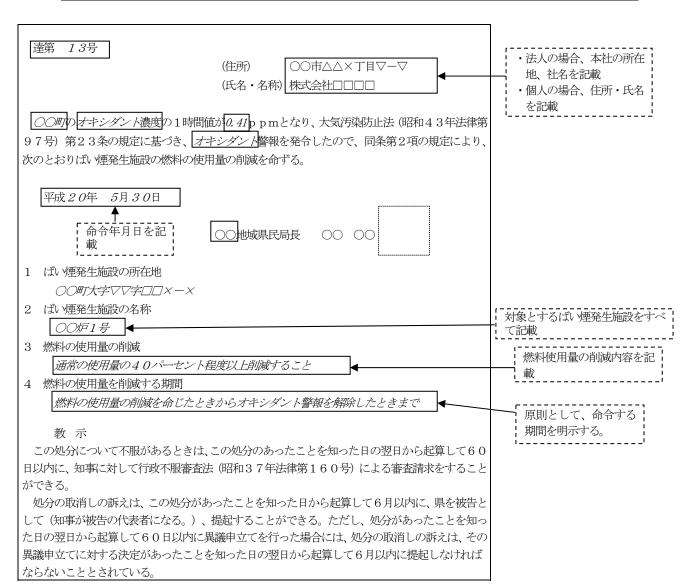


(2) 浮遊粒子状物質、二酸化窒素及びオキシダント

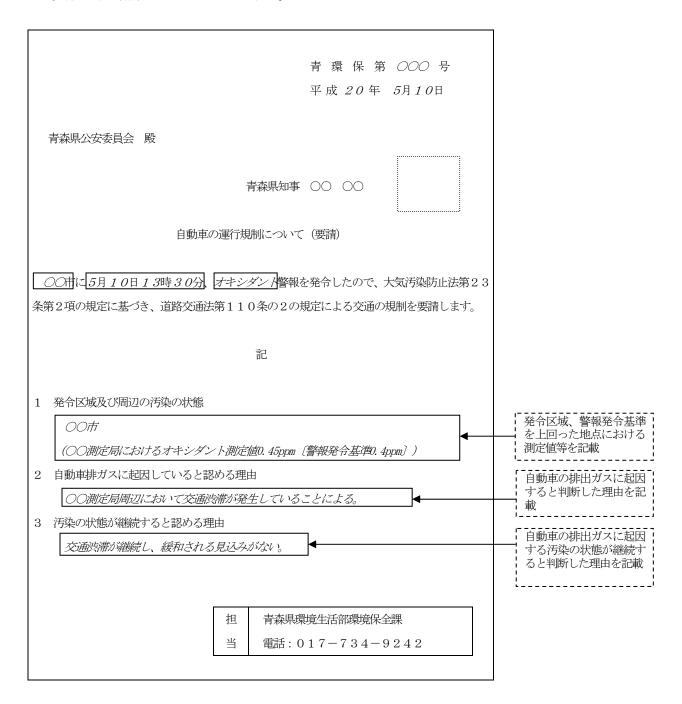
- ○本様式は、ばい煙排出者等に対し、浮遊粒子状物質、二酸化窒素又はオキシダントの削減に必要な 措置等を命令する際に使用するものである。
- ○命令については、緊急時協定締結者に対しては八戸環境管理事務所が、ばい煙排出者に対しては当該排出者の所在する環境管理事務所が、各環境管理事務所を所管する地域県民局長名で文書により行う。ただし、緊急時においては、直ちに燃料使用量の削減等の措置を講ずる必要があることから、命令対象者に対し、命令内容をFAX又は電話により連絡するものとする。
- ○燃料使用量については、要綱に定める措置、緊急時協定締結者から提出される実施計画書の内容等 をもとに設定するものとする。

(参考) 要綱に定める措置

| 警報発令項目 | 命令内容(講ずべき措置内容) |
|-----------------|--|
| 浮遊粒子状物質 | 燃料使用量を通常の40%程度以上削減し、又はそれと同程度の効果のある浮遊粒子状物質排出低減対策をとること、ばい煙発生施設の使用を制限すること、その他必要な措置をとるべきこと |
| 二酸化窒素 オキシダント | 燃料使用量を通常の40%程度以上削減し、又はそれと同程度の効果のある窒素酸化物排出低減対策をとること、ばい煙発生施設の使用を制限すること、その他必要な措置をとるべきこと |

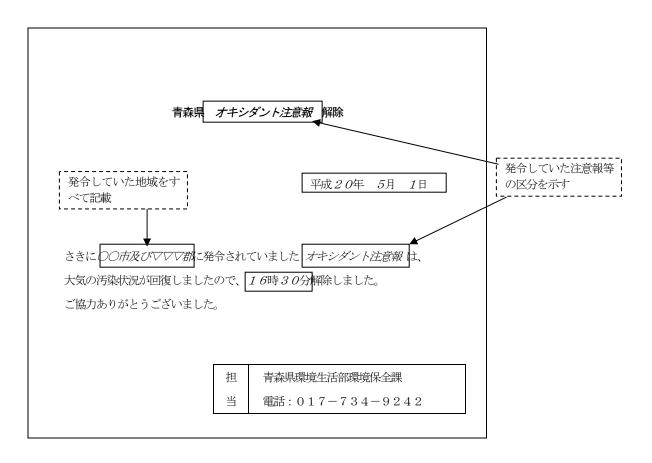


- ④ 自動車の規制についての公安委員会への要請
 - ○本様式は、警報発令が自動車の排出ガスに起因することが明らかな場合に、知事(環境保全課)から 県公安委員会(警察本部交通規制課)に対し、道路交通法上の措置(自動車の交通規制等)に係る要 請を行う際に使用するものである。
 - ○具体的な措置内容については、汚染の状況、他の測定局における測定値等を考慮し、交通規制課と環境保全課が協議して定めるものとする。



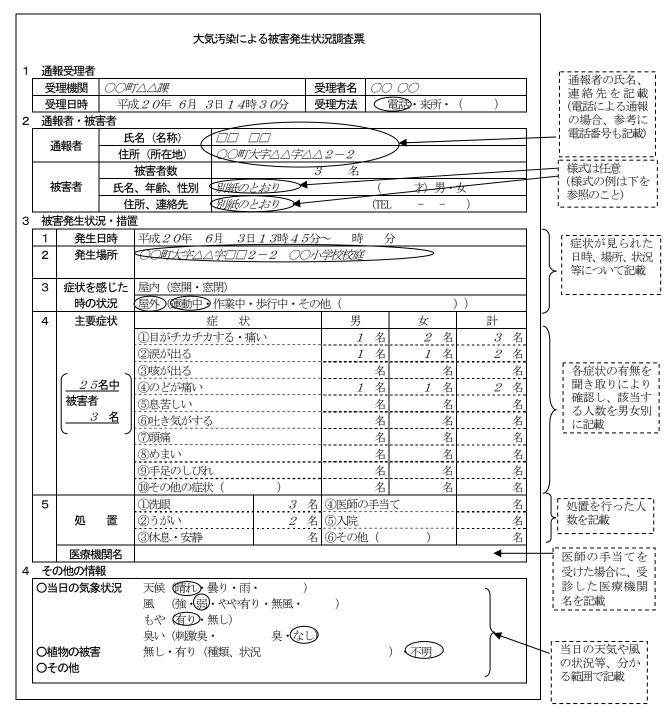
⑤ 注意報等解除

- ○本様式は、注意報(警報)を解除したときの通知文である。
- ○注意報等の解除発令区分(大気汚染物質の種類、注意報・警報の別)、解除日時、解除区域等を記載する。
- ○警報発令に伴い、ばい煙排出者に対し発令期間を明示せずに措置の命令を行った場合には、本様式を もって当該命令を解除したものとみなす。



⑥ 様式2 大気汚染による被害発生状況調査票

- ○本様式は、関係機関において大気汚染により被害を受けた旨の通報を受理した際に、通報者からの聞き取りによる被害状況等の記録に使用する。
- ○本様式に記載の上、FAXにより所定の機関に報告する。



[別紙] 被害者情報

| 氏 名 | 性別 | 年齢 | 住 所 | 連絡先電話番号 |
|-------|-----|-----|----------------|--------------|
| XX XX | 男・女 | 10歳 | ○○町大字△△字□□11-1 | 0171-11-2222 |
| | 男・囡 | 8歳 | ○○町大字△△字□□22-2 | 0171-33-4444 |
| | 男・囡 | 8歳 | ○○町□□1丁目2-3 | 0171-55-6666 |

Ⅱ 関係法令

〇大気汚染防止法 (抄)

(昭和43年6月10日法律第97号)

(緊急時の措置)

- 第23条 都道府県知事は、大気の汚染が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合として政令で定める場合に該当する事態が発生したときは、その事態を一般に周知させるとともに、ばい煙を排出する者、揮発性有機化合物を排出し、若しくは飛散させる者又は自動車の使用者若しくは運転者であつて、当該大気の汚染をさらに著しくするおそれがあると認められるものに対し、ばい煙の排出量若しくは揮発性有機化合物の排出量若しくは飛散の量の減少又は自動車の運行の自主的制限について協力を求めなければならない。
- 2 都道府県知事は、気象状況の影響により大気の汚染が急激に著しくなり、人の健康又は生活環境に重大な被害が生ずる場合として政令で定める場合に該当する事態が発生したときは、当該事態がばい煙又は揮発性有機化合物に起因する場合にあつては、環境省令で定めるところにより、ばい煙排出者又は揮発性有機化合物排出者に対し、ばい煙量若しくはばい煙濃度又は揮発性有機化合物濃度の減少、ばい煙発生施設又は揮発性有機化合物排出施設の使用の制限その他必要な措置をとるべきことを命じ、当該事態が自動車排出ガスに起因する場合にあつては、都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請するものとする。

〇大気汚染防止法施行令(抄)

(昭和43年11月30日政令第329号)

(緊急時)

- 第11条 法第23条第1項の政令で定める場合は、別表第5の上欄に掲げる物質について、それぞれ、同表の中欄に掲げる場合に該当し、かつ、気象条件からみて当該大気の汚染の状態が継続すると認められるときとする。
- 2 法第23条第2項の政令で定める場合は、別表第5の上欄に掲げる物質について、それぞれ、同表の下欄に掲げる場合に該当し、かつ、気象条件からみて当該大気の汚染の状態が継続すると認められるときとする。

別表第5 (第11条関係)

| 別表第5 (第 11 余関係) | | | | | | |
|------------------------|------|------------------------|----------------------|--|--|--|
| 硫 | 黄酸化物 | 一 大気中における含有率の1時間値次 | 一 1時間値百万分の0.5以上である大気 | | | |
| | | 項を除き、以下単に「1時間値」という。 | の汚染の状態が3時間継続した場合 | | | |
| | |)百万分の0.2以上である大気汚染の状態 | 二 1時間値百万分の0.7以上である大気 | | | |
| | | が3時間継続した場合 | の汚染の状態が2時間継続した場合 | | | |
| | | 二 1時間値百万分の0.3以上である大気 | | | | |
| | | の汚染の状態が2時間継続した場合 | | | | |
| | | 三 1時間値百万分の0.5以上である大気 | | | | |
| | | の汚染の状態になつた場合 | | | | |
| | | 四 1時間値の48時間平均値百万分の0.15 | | | | |
| | | 以上である大気の汚染の状態になった | | | | |
| | | 場合 | | | | |

| 大気中における量の1時間値が1立方メ | 大気中における量の1時間値が1立方メ |
|-----------------------|---|
| ートルにつき2.0ミリグラム以上である大 | ートルにつき3.0ミリグラム以上である大 |
| 気の汚染の状態が2時間継続した場合 | 気の汚染の状態が3時間継続した場合 |
| | |
| 1時間値百万分の30以上である大気の汚 | 1時間値百万分の50以上である大気の汚 |
| 染の状態になつた場合 | 染の状態になった場合 |
| 1時間値百万分の0.5以上である大気の汚 | 1時間値百万分の1以上である大気の汚 |
| 染の状態になつた場合 | 染の状態になつた場合 |
| 1時間値百万分の0.12以上である大気の汚 | 1時間値百万分の0.4以上である大気の汚 |
| 染の状態になった場合 | 染の状態になった場合 |
| | ートルにつき2.0ミリグラム以上である大気の汚染の状態が2時間継続した場合 1時間値百万分の30以上である大気の汚染の状態になつた場合 1時間値百万分の0.5以上である大気の汚染の状態になった場合 1時間値百万分の0.12以上である大気の汚 |

備考 この表に規定する1時間値の算定に関し必要な事項並びに浮遊粒子状物質及びオキシダントの範囲は、環境省令で定める。

〇大気汚染防止法施行規則(抄)

(昭和46年6月22日厚生省・通商産業省令第1号)

(緊急時)

- 第17条 法第23条第2項の規定によるばい煙排出者又は揮発性有機化合物排出者に対する命令は、大気の汚染の状況、気象状況の影響、ばい煙発生施設又は揮発性有機化合物排出施設の種類及び規模等を勘案して当該措置が必要と認められる地域及びばい煙排出者又は揮発性 有機化合物排出者の範囲を定めて行うものとする。
- 2 前項の命令は、当該命令の内容その他必要な事項を記載した文書により、当該ばい煙排出者又は揮発性有機化合物排出者に対して行うものとする。ただし、文書により行うことが著しく困難であると認められるときは、電話その他の電気通信設備を使用して行うことができる。
- 3 前項ただし書の方法により命令する場合にあつては、併せて当該ばい煙排出者又は揮発性有機化合物 排出者が当該命令の有無及びその内容を確認できる方法を講じ、かつ、伝達しなければならない。
- 4 前二項の規定は、第1項の命令が緊急時の措置をとるべき期限を明示せずに行われた場合における当該命令の解除について準用する。
- 第18条 令別表第5の備考の環境省令で定める1時間値の算定は、次の各号に掲げる物質について、それぞれ当該各号に掲げる測定器を用いて、大気を連続して一時間吸引して行うものとする。
 - 一 硫黄酸化物 溶液導電率法又は紫外線蛍光法による硫黄酸化物測定器
 - 二 浮遊粒子状物質 光散乱法、圧電天びん法又はベータ線吸収法による浮遊粒子状物質濃度測定器
 - 三 一酸化炭素 非分散形赤外分析計法による一酸化炭素測定器
 - 四 二酸化窒素 ザルツマン試薬を用いた吸光光度法又はオゾンを用いた化学発光法による二酸化窒素 測定器
 - 五 オキシダント 日本工業規格B7957 に定める濃度の中性燐酸塩緩衝沃化カリウム溶液を用いた吸 光光度法若しくは電量法によるオキシダント測定器であつて日本工業規格B7957 に定める方法により校正を行つたもの又は紫外線吸収法若しくはエチレンを用いた化学発光法によるオゾン測定器
- 2 令別表第5の備考の環境省令で定める浮遊粒子状物質の範囲は、大気中の浮遊粒子状物質であつて、 その粒径がおおむね10マイクロメートル以下であるものとする。
- **3** 令別表第5の備考の環境省令で定めるオキシダントの範囲は、大気中のオゾン、パーオキシアシルナイトレートその他沃化カリウムと反応して沃素を遊離させる酸化性物質とする。

〇道路交通法(抄)

(昭和35年6月25日法律第105号)

(公安委員会の交通規制)

- 第4条 都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、信号機又は道路標識等を設置し、及び管理して、交通整理、歩行者又は車両等の通行の禁止その他の道路における交通の規制をすることができる。この場合において、緊急を要するため道路標識等を設置するいとまがないとき、その他道路標識等による交通の規制をすることが困難であると認めるときは、公安委員会は、その管理に属する都道府県警察の警察官の現場における指示により、道路標識等の設置及び管理による交通の規制に相当する交通の規制をすることができる。
- 2 前項の規定による交通の規制は、区域、道路の区間又は場所を定めて行なう。この場合において、その規制は、対象を限定し、又は適用される日若しくは時間を限定して行なうことができる。
- **3** 公安委員会は、交通のひんぱんな交差点その他交通の危険を防止するために必要と認められる場所には、信号機を設置するようにつとめなければならない。
- 4 信号機の表示する信号の意味その他信号機について必要な事項は、政令で定める。
- 5 道路標識等の種類、様式、設置場所その他道路標識等について必要な事項は、内閣府令・国土交通省 令で定める。

(特定の交通の規制等の手続)

第110条の2 公安委員会は、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第21条第1項若しくは第23条第2項、騒音規制法(昭和43年法律第98号)第17条第1項又は振動規制法(昭和51年法律第64号)第16条第1項の要請があった場合その他交通公害が発生したことを知った場合において、必要があると認めるときは、当該交通公害の防止に関し第4条第1項の規定によりその権限に属する事務を行なうものとする。この場合において、必要があると認めるときは、都道府県知事その他関係地方公共団体の長に対し、当該交通公害に関する資料の提供を求めることができる。